

○ 国の最近の主な動き

- ・ 2018年 7月 6日 ギャンブル等依存症対策基本法が成立
- ・ 2018年 7月20日 特定複合観光施設区域整備法が成立
- ・ 2018年10月19日 ギャンブル等依存症対策推進本部 第1回会合を開催
- ・ 2018年11月 5日 特定複合観光施設区域整備推進会議 第12回会議を開催

○ 国の今後の主な予定

- ・ 2019年3月末目途 特定複合観光施設区域整備法に係る一般的な細則に関する政令(※)の公布
- ・ 2019年4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画 閣議決定

※ 政令について

⇒①IRを構成する中核施設の要件

②専らカジノ行為の用に供される部分(ゲーミング区域)の床面積の上限

③IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

④マネー・ロンダリング対策(本人確認の対象となる特定取引の範囲・CTRの範囲)

⑤カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪

⑥カジノ施設の入場規制(日本人等への入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止)、
一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外

⑦その他、技術的な事項 等